

平塚市長 落合 克宏

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、次のとおり公示する。
なお、送達すべき書類は納税課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達すべき者に交付する。

記

送達すべき書類の根拠となる法令 地方税法第 371 条、第 702 条の 8

氏名
(株) 丸善
(株) 山茂商会
三瓶 良平
高橋 貞栄
藤中 徳雄
福田 勝
濱田 真衣
(株) ソレイユ
(株) 荒井メディカルグループ
金子 美穂
清水 美智誉
長谷川 真紀
齋藤 正
柳瀬 裕二
永塚 敏夫
本橋 正光
中根 光隆
野澤 秀規
秀和商事株式会社

以上